ス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける取引信用保険契約の債務に基づく資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

2　前項に規定する純資産の減少額は、被保険者の取引先の格付区分に基づく投資適格（格付区分が４又は４より上位であるものをいう。以下この項において同じ。）又は投資不適格の区分ごとに、当該区分に係る基準日を含む事業年度の正味既経過保険料にストレス係数（次の表の左欄に掲げる格付区分に応じ、同表の右欄に定めるストレス係数をいう。）を乗じて得られる額の合計額から、再保険を除くリスク削減手法（被保険者からの返戻金や差押えを含む。）を考慮した調整額を控除した額とする。

格付区分	ストレス係数（%）
投資適格	80
投資不適格	200

3　前項の計算において、格付区分が無格付の場合又は格付が利用できない場合には、次の各号に掲げる値のうちいずれか大きい方をストレス係数として用いるものとする。

一　2008年度から2010年度の間の三事業年度の経過ベースのグロス損害率（ただし、利用可能でない場合は収入ベースのグロス損害率とする。）の最大値

二　80%

（保証証券及び保証保険のリスクの額）

第九十九条　第九十六条第三号に規定する保証証券及び保証保険のリスクの額は、保証の相手方である原債務者に対するグロス・エクスポージャー（保険金額又は保証額に、既に発生した契約上の分割償還を適用した後の額とする。）の上位10先に対して次項に規定する方法で計算した潜在的正味損害額について、その上位２先に当該潜在的正味損害額が発生するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

2　前項の潜在的正味損害額は、原債務者が契約上の債務を履行しないことにより被保険者に支払う必要がある最大額として、次項に規定するところにより計算した95%予想最大損失率係数をグロス・エクスポージャーに乗じた額から、共同保証契約及び保険会社等が管理している又は受益者として信託されている現金担保を考慮した調整額を控除した額とする。

3　前項の95%予想最大損失率係数は、エクスポージャーの所在する国又は当該エクスポージャーの種類のいずれか粒度が細かい方のポートフォリオにおける直近十事業年度（中間期末にあっては、前事業年度末時点の直近十事業年度をいう。）ごとのグロス損失率（グロス損害額のグロス・エクスポージャーに対する割合をいう。）の最大値とする。

4　前項において、内部データの不足により過去十年間の事業年度ごとのグロス損失率の最大値を使用することが困難な場合は、100%を95%予想最大損失率係数として用いるものとする。

第四款　巨大災害リスクの統合

（巨大災害リスクの統合）

第百条　第九十条における統合方法は、同条第一号から第四号までに掲げる額を相関係数を0.00として統合することをいう。

第五節　市場リスク

第一款　総則

（市場リスクの額）

第百一条　第四十五条第一項第一号イ⑷に掲げる市場リスクの額は、次の各号に掲げる額を基礎として第八款に規定する統合方法により計算した額とする。

一　金利リスクの額

二　スプレッドリスクの額

三　株式リスクの額

四　不動産リスクの額

五　為替リスクの額

六　資産集中リスクの額

（市場リスクの計算対象）

第百二条　前条第一号から第四号までに掲げる額の計算には、市場変動による評価額への直接の影響だけでなく、市場変動の結果として生じる保険契約者行動による評価額に対する影響も含むものとする。

第二款　金利リスク

第一目　標準的手法

（金利リスクの基礎）

第百三条　第百一条第一号に規定する金利リスクの額は、次の各号に掲げるストレス・シナリオに基づき資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額を基礎とする。

一　平均回帰シナリオ

二　水準上昇シナリオ

三　水準下降シナリオ

2　前項の再計算は、金利の変動に対して感応的な全ての資産（未収金及び未収収益（資産運用関連）、現金、普通株式その他の金利変動に感応的でない資産を除き、劣後債及び優先株式を含む。）の額及び負債の額を再計算することをいう。この場合において、現在推計の額及び再保険回収額の再計算は、第百五条に定めるストレス・シナリオごとのイールド・カーブを用いて、これら以外の